

環循適発第 22033113 号  
令和 4 年 3 月 3 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

環境省  
環境再生・資源循環局長  
(公 印 省 略)

### 循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて

循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについては、令和 3 年 3 月 31 日付け環循適発第 2103311 号環境省環境再生・資源循環局長通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」（以下「取扱要領」という。）により行われているところであるが、今般、取扱要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

なお、改正の内容は下記のとおりである。

#### 記

1. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を踏まえ、前向きにプラスチック資源の分別収集・リサイクルに取り組み、焼却量を極力減らす努力を行っている市町村を支援することを目的として、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第 2 条第 3 項に規定するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている、又は地域計画期間の末日から 1 年後までに当該措置を行うことを交付要件に追加した。
2. エネルギー回収推進施設については、経過措置（平成 25 年度以前に着手し、平成 26 年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第 18 項の事業を平成 25 年度に実施している場合に限る。）に該当する事業が無いため、廃止した。
3. 廃棄物運搬中継施設について、交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲で掲げられている「前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品」に（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）を追加した。

4. 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）を踏まえ、循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書について、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分に関わらず事業ごと一括して提出することを可能とする等の所要の改正を行った

なお、貴管内市町村におかれては、本交付金制度の利用に当たって、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に規定する循環型社会形成推進基本計画を踏まえるとともに、廃棄物処理施設整備計画及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第10条に規定する国土強靱化基本計画（平成30年12月閣議決定）との調和を保つよう努め、廃棄物処理法第5条の2に規定する基本方針に沿って循環型社会形成推進地域計画を作成するようお願いする。

## 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領

### 1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について

- (1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。
- (2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。
- (3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。

### 2. 交付金の交付の申請について

- (1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、様式第1「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。なお、第20項(3)ア及びイに係る延命化計画については、事業開始年度の様式第1「交付金交付申請書」に添付すること。
- (2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、様式第2「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。

### 3. 交付金の交付決定変更の申請について

- (1) 交付対象事業における交付金の事業間、費目間の調整は自由であるが、地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、様式第3「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。
- (2) 所管都道府県知事は、様式第4「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。

### 4. 交付の決定について

- (1) 環境大臣は、第2項の規定による交付申請書又は第3項の規定による交付決定変更申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、交付金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行うものとする。



分につきそれぞれ同表の第Ⅳ欄に掲げる基準額並びに別表 3 及び別表 4 の第 1 欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。

- (3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

#### 8. 交付金の中止又は廃止について

交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式第 6 「交付金中止（廃止）承認申請書」を第 2 項の交付金の交付の申請の申請の申請に準じて提出して承認を受けなければならない。

#### 9. 交付金事業事務の標準的処理期間

- (1) 交付金交付申請の受理後、交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。

- (2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。

#### 10. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

#### 11. 実績報告

- (1) この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 7 「交付金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

なお、交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに様式第 8 「交付金事業年度終了実績報告書」を都道府県知事に提出しなければならない。

- (2) 第 20 項 (1) イ、ウ、エ及びケ並びに第 20 項 (3) ア及びイに係る施設保全計画については、事業最終年度の様式第 7 「交付金事業実績報告書」に添付すること。

## 12. 交付金の額の確定等

- (1) この交付金の額の確定については、「循環型社会形成推進交付金等の額の確定について」(令和3年2月4日付け環循適発第2102043号環境省環境再生・資源循環局長通知)に基づき行うこととする。
- (2) 都道府県知事は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- (3) (2)の交付金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。ただし、交付対象事業者が交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内とすることができる。なお、返還期限内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## 13. 交付金の支払

交付金は、第12項により交付すべき交付金の額を確定した後、支払うものとする。ただし、環境大臣が必要であると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。

## 14. 交付決定の取消し等

- (1) 環境大臣は、第8項による交付対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第4項(1)の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。
  - ア. 市町村が、法令等若しくは交付要綱及びこの交付取扱要領に基づく環境大臣の指示等に従わない場合
  - イ. 市町村が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
  - ウ. 市町村が、交付対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - エ. 天災地変その他交付金の交付の決定後に生じた事情の変更により交付対象事業を遂行することができない場合(市町村の責めに帰すべき事情による場合を除く。)
- (2) 環境大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- (3) 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第17条第1項に基づく交付決定の取消しである場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の

割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- (4) (2)に基づく交付金の返還については、第12項(3)（ただし書きを除く。）の規定を準用する。

## 15. 事後評価

- (1) 「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知。以下「交付要綱」という。）第9第1項の規定による事後評価は、次に定めるところにより行うものとする。

ア. 事後評価は、地域計画の目標の達成状況等について行うものとする。

イ. 事後評価の報告は、様式第9「循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書」によるものとする。

ウ. 市町村は、イ. に定める報告書を目標年度の翌年度の6月末までに都道府県知事に提出するものとする。

エ. 都道府県知事は、ウ. により提出された報告書の内容を評価し、所見を付して目標年度の翌年度の7月末までに環境大臣に報告するとともに、市町村に対し当該所見を通知するものとする。

- (2) (1)の事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合には、次に定めるところにより、目標達成に向けて改善を図るものとする。

ア. 地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった市町村は、その要因及び目標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を様式第10「循環型社会形成推進地域計画改善計画書」により作成して、(1)イの報告書に添付して都道府県知事に提出するものとする。

イ. 都道府県知事は、ア. により提出された計画書の内容を評価し、所見を付して(1)エの報告と併せて環境大臣に提出するとともに、市町村に対し当該所見を通知するものとする。

ウ. イ. により改善計画書の提出を受けた環境大臣は、特に目標達成が見込まれない市町村に対しては、目標達成に向けた重点的な助言その他必要な措置を行うものとする。

- (3) 市町村は、事後評価を行った時点で有効な地域計画を有する場合、或いは事後評価の実施以降に新たに地域計画を作成する場合は、(1)の報告書及び(2)の改善計画書の内容を反映させるものとする。

- (4) 事後評価を行った市町村は、都道府県知事の所見を付した報告書をインターネット又は広報誌への掲載等により公表するものとする。また、(2)の規定による改善計画書を作成した場合、併せてこれも公表するものとする。

## 16. 電子情報処理組織による申請等

- (1) 交付対象事業者は、第2項の規定に基づく交付の申請、第3項の規定に基づく変更交付の申

請、第5項の規定に基づく交付対象事業の完了予定期日の変更報告、第8項の規定に基づく中止又は廃止の申請、第10項の規定に基づく状況報告等、第11項の規定に基づく実績報告、第15項の規定に基づく事後評価については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(2) 都道府県知事は、第2項の規定に基づく交付の申請報告、第3項の規定に基づく変更交付の申請報告、第12項の規定に基づく額の確定等については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

#### 17. 電子情報処理組織による通知等

環境大臣は、第16項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

#### 18. その他

特別の事情により、第1項(2)、第7項及び第11項に定める算定方法及び手続等によることのできない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

#### 19. 交付の対象となる事業の細目基準

交付金の交付の対象となる事業にあつては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

#### 20. 交付対象事業の範囲

交付対象事業は、次に掲げる事業であつて、交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること（ただし、浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業及び施設整備に関する計画支援事業についてはこの限りではない。）。

##### (1) 新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するものであり、交付要綱別表1の第1項から第6項まで、第11項、第15項及び第16項の事業とし、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。）及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業並びに必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 廃棄物運搬中継施設については、地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴って整備するものに限る。

イ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設については、エネルギー回収率22.0%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、あらかじめ、ごみ処理の広域化・施設の集約化、PFI等の民

間活用及び廃棄物処理の有料化等について検討、一般廃棄物会計基準の導入を行い、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ウ エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガス化施設については、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

エ. 上記イ.のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、エネルギー回収率26.0%相当以上（規模により異なる。）の施設であること、整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすこと及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

オ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ固形燃料（RDF）化施設の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料（RDF）利用施設へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。

カ. ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料（RDF）化施設については、「ごみ固形燃料の適正管理対策について」（平成15年12月25日付環廃対発第03122504号）の「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

キ. マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設及び廃棄物運搬中継施設については、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

ク. 高効率ごみ発電施設については、発電効率23%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力300t/日以上施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。）及び別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ケ. 上記ク.のうち、高効率ごみ発電施設について、高効率発電に必要な設備を整備する場合は、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすものに限る。

コ．有機性廃棄物リサイクル推進施設において、前処理設備として汚泥濃縮装置（移動式を含む）を整備する場合は、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な整備事業であって、原則として、複数の施設が共同して本装置を効率的に使用する計画に基づくものに限る。

サ．可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。

## （2）増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理能力を増強させるため、当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備するものであり、交付要綱別表1の第1項から第7項まで、第11項、第15項、及び第16項の事業とする。

また、当該事業の実施にあたっては、第20項（1）カ及びキに定める事業、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。）及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業並びに必要なに応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、最終処分場再生事業については、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものに限る。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対応するために既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認した上での総合的な計画である場合に限る。

## （3）改良・改造に係る事業

改良・改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改造するものであり、交付要綱別表1の第8項、第9項、及び第14項の事業とする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア．廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1／3）については、ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクルセンター又はストックヤードを対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が3%相当以上削減されるもの又は整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えるもの、事業実施後は全連続運転を行うものであって（ただし、し尿処理施設、リサイクルセンター、ストックヤード及び交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域についてはこの限りではない。）、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りでは

ない。

- イ. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1／2）については、し尿処理施設を対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が20%以上削減されるものであり、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。
- ウ. 廃棄物処理施設基幹的設備改造については、設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業であって、沖縄県におけるものに限る。

#### （4）漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業

漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業とは、漂流・漂着ごみを円滑に処理するため、廃棄物の処理に直接必要な設備を整備するものであり、交付要綱別表1の第10項の事業とし、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業を含むことができるものとする。

#### （5）浄化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であり、交付要綱別表1の第12項及び第13項の事業とする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

- ア. 浄化槽設置整備事業は、令和3年12月20日付け環循適発第2112204号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」による事業であること。
- イ. 公共浄化槽等整備推進事業は、令和3年12月20日付け環循適発第2112204号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」による事業であること。
- ウ. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年第117号。）第2条第4項に規定する事業としての、公共浄化槽等整備推進事業は、令和2年3月31日付け環循適発第20033115号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」による事業として、浄化槽施設を取得する事業であること。

#### （6）施設整備に関する計画支援に係る事業

施設整備に関する計画支援に係る事業とは、交付対象事業である施設整備事業に必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等（施設の集約化に係るものを含む）を行うものであり、交付要綱別表1の第17項の事業とする。

## 21. 交付対象事業者の範囲

交付要綱別表1第1項から第4項まで、第6項から第8項まで及び第17項（同別表第1項から第4項まで及び第6項から第8項までの事業に係るものに限る）の事業の交付対象事業者は、地域計画の対象区域（交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島及び山村地域並びに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項により公示された過疎地域を除く。）の全域において、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第2条第3項に規定するプラスチック使用製品廃棄物（同法第33条第2項第1号に規定するプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方を含む場合に限る。）の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている又は当該地域計画の期間の末日から1年後までに当該措置を行うことを計画している市町村とする。

## 22. 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄における別に定める施設とは、エネルギー回収型廃棄物処理施設、廃棄物運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）、有機性廃棄物リサイクル推進施設及び最終処分場とする（ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設、廃棄物運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）及び有機性廃棄物リサイクル推進施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される場合、また、最終処分場については、既存の最終処分場に東日本大震災により生じた災害廃棄物を埋立処分した市町村が新たに最終処分場を整備する場合でその量に見合った部分についてはこの限りでない）。また、当該廃棄物処理施設等の範囲には、設備の予備品・消耗品・工具及び備品（次の（1）から（9）、（11）から（13）に該当する備品は除く。）は含まないものとする。

### （1）マテリアルリサイクル推進施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧分別収集回収拠点の整備
- ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
- ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫燃焼ガス冷却設備
- ⑬排ガス処理設備
- ⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑮通風設備

- ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
  - ⑰搬出設備
  - ⑱排水処理設備
  - ⑲換気、除じん、脱臭等に必要な設備
  - ⑳冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
  - ㉑前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - ㉒前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
  - ㉓前各号の設備の設置に必要な建築物
  - ㉔管理棟
  - ㉕構内道路
  - ㉖構内排水設備
  - ㉗搬入車両に係る洗車設備
  - ㉘構内照明設備
  - ㉙門、囲障
  - ㉚搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
  - ㉛電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
  - ㉜前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
- イ. アの⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

(2) エネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ⑤燃焼ガス冷却設備
- ⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪搬出設備
- ⑫排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑮薬剤、水、燃料の保管のための設備
- ⑯前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑰前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品

(ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。)

⑱前各号の設備の設置に必要な建築物

⑲搬入車両に係る洗車設備

⑳電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

㉑前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑱の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)

### (3) 廃棄物運搬中継施設

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備(搬入・搬出路を除く。)

②破碎・破袋設備

③圧縮設備

④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備

⑤再生利用に必要な保管のための設備

⑥再生利用に必要な展示、交換のための設備

⑦搬出設備

⑧排水処理設備

⑨換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑩冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

⑪前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑫前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品(ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。)

⑬前各号の設備の設置に必要な建築物

⑭管理棟

⑮構内道路

⑯構内排水設備

⑰搬入・搬出車両に係る洗車設備

⑱構内照明設備

⑲門、囲障

⑳搬入・搬出道路その他ごみ搬入に必要な設備

㉑電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

㉒前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

### (4) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・貯留・供給設備(搬入・退出路を除く。)

②前処理設備(汚泥濃縮装置(移動式を含む))

③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備

- ④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備
  - ⑤活性汚泥法処理設備
  - ⑥排ガス処理設備
  - ⑦余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
  - ⑧残さ処理設備
  - ⑨搬出設備
  - ⑩排水処理設備（消毒設備を含む。）
  - ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
  - ⑫希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
  - ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - ⑭前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
  - ⑮前各号の設備の設置に必要な建築物
  - ⑯搬入車両に係る洗車設備
  - ⑰電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
  - ⑱前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- イ．本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア．⑮の建築物のうち、①、②、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

#### (5) 最終処分場

ア．本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
  - ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
  - ③止水壁その他止水に必要な設備
  - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
  - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
  - ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
  - ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
  - ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
  - ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
  - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
  - ⑫前各号の設備の設置に必要な建築物
  - ⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
  - ⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
  - ⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- イ．本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア．⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩

の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

（6）最終処分場再生事業

ア．本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ．本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア．⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

（7）廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。ただし、地球温暖化対策又は災害廃棄物処理体制の強化に資する設備改良に係るものに限る。

ア．ごみ焼却施設

- ①受入・供給設備
- ②前処理設備
- ③メタン発酵設備
- ④燃焼（熔融）設備
- ⑤熱回収（排ガス冷却）設備
- ⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑦余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備
- ⑩焼却残さ熔融設備
- ⑪発酵残さ処理設備
- ⑫給水設備

⑬排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）

⑭電気設備

⑮計装設備

⑯前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑰前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品  
（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑱前各号の設備の設置に必要な建築物

⑲電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

イ．し尿処理施設

①機械・電気共通設備

②受入貯留・前処理設備

③主処理設備

④高度処理設備

⑤消毒・放流設備

⑥汚泥処理設備

⑦資源化設備

⑧脱臭処理設備

⑨取排水設備

⑩電気設備

⑪中央監視・計装設備

⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑬前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品  
（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑭前各号の設備の設置に必要な建築物

⑮電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

ウ．リサイクルセンター

①受入・供給設備

②破碎・破袋設備

③圧縮設備

④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備

⑤中古品・不用品の再生を行うための設備

⑥再生利用に必要な保管のための設備

⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備

⑧搬出設備

⑨排水処理設備

⑩電気設備

⑪計装設備

⑫換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

- ⑭前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品  
(ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。)
- ⑮前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑯管理棟
- ⑰電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- エ. スtockヤード
- ①受入・供給設備
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤再生利用に必要な保管のための設備
- ⑥搬出設備
- ⑦排水処理設備
- ⑧電気設備
- ⑨計装設備
- ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑫前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品  
(ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。)
- ⑬前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑭管理棟
- ⑮電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

#### (8) 漂流・漂着ごみ処理施設

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤除塩設備
- ⑥分別収集回収拠点の設備
- ⑦その他、地域の実情に応じて、漂流・漂着ごみの処理の推進に資する設備
- ⑧前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑨前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品  
(ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。)
- ⑩前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑪管理棟
- ⑫構内道路

- ⑬構内排水設備
- ⑭搬入車両に係る洗車設備
- ⑮構内照明設備
- ⑯門、圍障
- ⑰積出施設、揚陸施設、搬入道路その他ごみの搬入に必要な設備
- ⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑲前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(9) コミュニティ・プラント

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備
- ②散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備
- ③消毒設備
- ④汚泥処理設備
- ⑤脱臭設備
- ⑥換気、除じん等に必要な設備
- ⑦冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑧幹線管渠（内径150m/m以上のものに限る。）及びこれに付属する枡、取付管、マンホール等の設備
- ⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑬管理棟
- ⑭構内道路
- ⑮構内排水設備
- ⑯搬入車両に係る洗車設備
- ⑰構内照明設備
- ⑱門、圍障
- ⑲搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑳電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ㉑前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(10) 浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①浄化槽
- ②窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- ③窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽

- ④高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- ⑤高度窒素除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- ⑥窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- ⑦窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- ⑧BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- ⑨BOD除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽

イ. なお、既設の浄化槽の改築に係る交付対象設備は、災害に伴い必要となった既設の浄化槽の改築については次の①～⑤に掲げるものであること。また、市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく改築については、次の①～⑥に掲げるものであること。

- ①スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備
- ②その他の汚水処理設備
- ③消毒設備
- ④脱臭設備
- ⑤換気、除じん等に必要な設備
- ⑥その他本体設備

ウ. ア. ①～⑨の設備を設置する際に必要となる工事費として、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換として適用される場合に限り、宅内配管工事（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管）を含むものとする。

エ. ア. ①～⑨の設備を共同浄化槽（浄化槽設置整備事業（公共浄化槽として市町村が管理するものに限る。）及び公共浄化槽等整備推進事業に限り、計画処理対象人員原則100人以内）として設置する際に必要となる工事費として、共同浄化槽への流入管（公共ますから共同浄化槽まで接続するための市町村が設置する管きょ等をいう）を含むものとする。

#### (11) 廃棄物処理施設基幹的設備改造

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②燃焼設備・醗酵設備・焼却残さ熔融設備、その他ごみの処理に必要な設備
- ③燃焼ガス冷却設備
- ④排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑤余熱利用設備
- ⑥通風設備
- ⑦灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑧排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑨不燃物処理・資源化設備
- ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の補完施設

(12) 可燃性廃棄物直接埋立施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品  
(ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。)
- ⑫前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(13) 焼却施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備、その他ごみの焼却に必要な設備
- ④燃焼ガス冷却設備
- ⑤排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑥余熱利用設備
- ⑦通風設備
- ⑧灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑨搬出設備
- ⑩排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑬薬剤、水、燃料の保管のための設備
- ⑭前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑮前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品

(ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。)

⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

⑰搬入車両に係る洗車設備

⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑲前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ．焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、ア．⑯の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑫及び⑭の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

#### 附則

- 1．本要領は、令和4年4月1日に施行し、令和4年度予算にかかる交付金事業から適用する。
- 2．交付要綱別表1の第3項のエネルギー回収推進施設及び第4項の高効率ごみ発電施設の整備事業は、平成25年度以前に着工し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度以前に実施している場合に限ることとする。
- 3．プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行日の前日までに所管都道府県を經由して環境大臣に提出された地域計画（当該計画を延長する場合等を含む。）に基づき交付要綱別表1第1項から第4項まで、第6項から第8項まで及び第17項の事業を行う場合は、第21項の規定は適用しない。

別表 1

I 算定基準

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
工 事 費	本 工 事 費	(直接工事費)	<p>別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。</p> <p>別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。</p> <p>このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。</p> <p>間接工事費のうち、共通仮設費については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</li> <li>(2) 準備、跡片付け整地等に要する費用</li> <li>(3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</li> <li>(4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用</li> <li>(5) 技術管理に要する費用</li> <li>(6) 現場事務所、労務者宿舎及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。）</li> <li>(7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。）</li> </ol>
		材 料 費	
		労 務 費	
		直 接 経 費	
		(間接工事費)	
		共 通 仮 設 費	

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(8) 交通の管理、安全施設に要する費用の合計額をいう。</p> <p>営繕損料については、直接工事費と共通仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合 2.5%</p> <p>(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 1.9%</p> <p>(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.5%</p> <p>(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合 1.0%</p> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が 100万円を超え 200万円以下の場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が 200万円を超え 500万円以下の場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が 500万円を超え 800万円以下の場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が 800万円を超え 2,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が 2,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.7%</p> <p>(7) 純工事費が 3,000万円を超え 5,000万円以下の場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が10,000万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p>
		現場管理費	<p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が 1,000万円以下の場合 12.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
		一般管理費	<p>(2) 純工事費が 1,000万円を超え 2,000万円以下の場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が 2,000万円を超え 5,000万円以下の場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が 5,000万円を超え 7,000万円以下の場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000万円を超える場合 7.5%</p> <p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が 500万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 13.5%</p> <p>(3) 工事原価が 1,000万円を超え 4,000万円以下の場合 13.0%</p> <p>(4) 工事原価が 4,000万円を超え 10,000万円以下の場合 12.5%</p> <p>(5) 工事原価が10,000万円を超え 20,000万円以下の場合 12.0%</p> <p>(6) 工事原価が20,000万円を超える場合 11.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
事 務 費	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工 事 費 門 囲 障 等 工 事 費 そ の 他 工 事 費	<p>施設整備の付帯工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>なお、算定方式は本工事費に準じて算定すること。</p>
	廃焼却施設 解体費		<p>廃焼却施設の解体に当たっては、解体工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し、承認を得た額。</p>
	用地費及び 補 償 費		<p>用地取得（別に定める施設の用地費を除く。）及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し、承認を得た額。</p>
	調 査 費		<p>調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。</p>
	工 事 雑 費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p style="text-align: right;">1.0%</p>
旅 費 及 び 庁 費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 5,000万円以下の場合  <span style="float: right;">3.5%</span></p> <p>(2) 工事費が 5,000万円を超え  10,000万円以下の場合 <span style="float: right;">3.0%</span></p>	

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(3) 工事費が10,000万円を超え 30,000万円以下の場合 2.5%</p> <p>(4) 工事費が30,000万円を超え 50,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(5) 工事費が50,000万円を超え 100,000万円以下の場合 1.0%</p> <p>(6) 工事費が100,000万円を超える場合 0.5%</p>

備 考

事業の工期が2ヶ年度以上に渡る場合、営繕損料、労務者輸送費、現場管理費、一般管理費、工事雑費及び事務費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費（純工事費等）に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。

付 表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撤水機、滅菌機、ブロアー、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄せ機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベアー、レンガ、ストッカー、灰出し設備、電気集じん機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいう）。

ただし、現場加工されるものを除く。

(1) マテリアルリサイクル推進施設で電動ごみ収集車等を整備する場合

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
車両費 (充・受電機器 設備費を含む)	購入費	—	2 t 車を原則とする。 20,000千円×台数

(2) マテリアルリサイクル推進施設のその他の事業

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
その他の施設 及び設備	環境大臣と協 議し承認を得 たもの	—	良好な生活環境の形成及びリサ イクルを重視した街づくりを総 合的に推進するための事業で環 境大臣に協議し承認を得た額。

## II 費用の説明

交付対象事業の経費（以下「事業費」という。）は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費及び工事雑費に、また事務費は、旅費及び庁費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

### 1. 「本工事費」とは

(1) 直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。

(2) 「直接工事費」とは

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。

ア. 材 料 費 工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入りに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。

イ. 労 務 費 直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。

ウ. 直 接 経 費 工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。

(ア) 特 許 使 用 料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。

(イ) 水 道 光 熱 電 力 料 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。

(ウ) 機 械 器 具 損 料 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。

(3) 「間接工事費」とは

ア. 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。

イ. 「共通仮設費」とは、次に掲げるものについて積算するものとする。

(ア) 運 搬 費 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。

(イ) 準 備 費 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り（調査費に含まれるものを除く。）、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。

(ウ) 仮 設 費 機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。

(エ) 役 務 費 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。

- (オ) 技術管理費 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。
- (カ) 営繕損料 現場事務所、試験室、労務者宿舍、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。
- (キ) 労務者輸送費 労務者輸送に要する費用をいう。
- (ク) 安全費 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。

ウ. 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。(特殊製品については付表参照)

(4) 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。

(5) 「付帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。

ア. 土地造成費は、施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。

イ. 搬入道路等工事費は、施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。

ウ. 門及び囲障等工事費は、敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。

(6) 「廃焼却施設解体費」とは、廃止された廃棄物焼却施設の解体に要する費用をいう。

(7) 「用地費及び補償費」とは、工事の施工に必要な最小限度の土地等の買収及び借料並びに工事施工によって生じた家屋、立木、その他の財産権の侵害による損失並びに物権の移転に伴う損失に対する補償に要する費用(補償金に換え直接施工する補償工事に要する経費及び代替用地に対する差額補償費を含む。)をいう。

(8) 「工事雑費」とは、交付対象事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金等、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雑役務費、連絡旅費、及び工程に関係ある職員の給与(退職手当金を除く。)並びにこの費目から賃金等又は給与が支弁される者に係る交付対象事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。

2. 「事務費」とは、交付対象事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金等(労働保険料を含む)、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費)、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の人件費並びに物件費〕をいう。

### Ⅲ 交付対象事業費の算定要領

#### 1. 工事費について

##### (1) 本工事費及び付帯工事費の区分

ア. 本工事は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備の設置に係る工事費

(イ) (ア) 設備を補完する設備のうち、管理棟の設置に係る工事費

イ. 付帯工事費は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備を補完する設備（管理棟を除く。）の設置に係る工事費

(イ) 施設の設置に必要な最小限度の用地の造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）

(ウ) 電気、ガス、水道等の引込み工事に係る負担金

(エ) 前各号に掲げる工事等以外のものであって、必要最小限度の付帯工事

##### (2) 直接工事費

ア. 材料費は、次のものについて算定すること。

(ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができること。

(イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとする。

イ. 労務費は、次のものについて算定すること。

(ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであり、別に定める工事標準歩掛表に基づいて算定するものとする。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとする。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができること。

##### (3) 特殊製品

特殊製品とは、管理された工場において、原材料を混合及び成型または組立を行う等加工工程を経て生産し、一般に市販されている製品等であって、設計積算に当たって購入（特注を含む。）の上使用することを予定しているものであること。

特殊製品は、交付取扱要領別表1の付表に掲げるもののほか次のもの等が該当す

る。

i. コンクリート製品

- ①ブロック（積、張、平、連節、根固、消波、空洞、縁石、U型、L型、枠、境界、歩道）
- ②杭（境界、PC、RC）
- ③板（PC、RC）
- ④柱（PC、RC）
- ⑤矢板（PC、RC）
- ⑥管（ヒューム、PC、RC、無筋コンクリート）
- ⑦集水枡、街蓋、方格材、RC桁、柵、ボックスカルバート、組立擁壁

ii. 鉄鋼及び金属製品

- ①桁（I形鋼、H形鋼、溝形鋼、山形鋼）
- ②杭（H形鋼、鋼管、簡易鋼）
- ③鋼柱（照明、標識）
- ④矢板（鋼、簡易鋼、鋼管）
- ⑤管（鋼、鋳鉄、コルゲート）
- ⑥支保工用H形鋼
- ⑦簡易組立式橋梁、組立式歩道、ライナープレート、覆工板
- ⑧ガードレール、ガードロープ、フェンス、ガードパイプ、落石防止柵、道路鋸、舗装用鉄鋼、鋼格子床板

iii. ゴム・合成樹脂製品

- ①合成樹脂管
- ②ドレンホース
- ③吸出防止材

iv. 電気製品

電気材料及び機器

v. その他

- ①石綿管
- ②陶管
- ③視線誘導票、標識、カーブミラー、情報板、吸防音壁、落石防止網、タイル、消雪パイプ
- ④継手

vi. 半製品

- ①生コンクリート
- ②生アスファルト合材
- ③凍結防止材

(4) 管理棟に係る工事費

管理棟に係る工事費は、次に掲げるものについて算定すること。

- ①管理事務室、②管理制御室、③作業員控室、④試験室、⑤宿直、⑥仮眠室、

- ⑦浴室、⑧更衣室、⑨湯沸室、⑩食堂、⑪洗面所、⑫換気設備、⑬冷暖房設備、  
⑭通信設備、⑮昇降機、⑯その他施設の管理に必要な設備

(5) 構内道路に係る工事費

構内道路に係る工事費は、廃棄物の搬入車輛の搬入・退出・焼却残さ等の搬出及び施設の維持管理に必要な車輛等の通行に必要な構内道路及び必要最小限度の駐車場の整備に要する経費であること。

(6) 構内排水設備に係る工事費

構内排水に必要な設備に係る工事費は、雨水の排除、場内清掃等に伴って生ずる汚水の排除等に必要な設備に要する経費であること。

なお、建築物又は構内道路と一体となっているものについては、それぞれの工事費において算定されるものであること。

(7) 洗車設備に係る工事費

洗車設備に係る工事費は、搬入車輛の単位時間当たりの台数に見合う必要最小限度の設備に要する経費であること。

なお、洗車汚水の処理に係る設備については、排水処理設備に係る工事費において算定されるものであること。

(8) 構内照明設備に係る工事費

構内照明設備に係る工事費は、施設の管理に必要な照明設備（建築物と一体となっているものは除く。）の整備に要する経費であること。

(9) 門、囲障に係る工事費

門、囲障に係る工事費は、施設の管理に必要なものであって施設外周の門、囲障の整備に必要な最小限度の工事に要する経費であること。

(10) 搬入道路等に係る工事費

搬入道路等に係る工事費は、主として廃棄物の搬入、車輛の搬入・退出・焼却残さ等の搬出等に必要な道路等の整備に要する経費であること。

(11) 廃焼却炉の解体に係る工事費

廃焼却炉の解体に係る工事費は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下である場合及び廃棄物処理施設（交付対象となる全ての廃棄物処理施設）を整備する場合の当該廃焼却炉の解体に要する経費であること。

また、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業においては、ダイオキシン濃度が3 ng/g以上の濃度の場合にあっては、解体後5年以内（解体の翌年度から起算）に上記施設の整備に着手すれば対象となること。

なお、解体撤去に係る費用が施設の整備に要する費用を上回る場合においても交付の対象とすること。ただし、解体後、地域計画に定めた期間内に廃棄物処理施設の整備に着手しない場合は、交付金の返還をすること。

## 2. 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格1品目15万円未満のものについて算

定するものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ環境大臣に協議し、その承認を得たものに限って算定することができること。

別表 2 (対象経費の算定基準)

I 区分	II 費目	III 細目	IV 交付対象事業費
工事費	本工事費	材料費	国土交通省土木工事積算基準等、国若しくは市町村で定めた主要資材単価の範囲内で、人槽ごとにそれぞれ算出した金額の範囲内で事業実施可能な単価を標準とした額。
		労務費	「公共工事設計労務単価」の範囲内で事業実施時期、地域の実態等を考慮した額。
		労務者保険料	交付対象事業者が直接支弁する当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労務者保険料であって、関係各法令に定められた額の合計額。
		その他諸費	本体費用、労務費及び労務者保険料以外の経費で、本工事に要する諸掛かりの費用（特許費、保管料、仮設費、安全費、役務費）
	付帯工事費	設置に要する工事費	浄化槽設置整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲の額。
事務費	旅費及び 庁費		工事施工のために直接必要な事務に要する費用
浄化槽整備 効率化事業 費	浄化槽台帳作 成費		浄化槽整備効率化に資する、既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等のデータの電子化又は既存の台帳システムを浄化槽法（昭和58年法律第43号）第49条に定める事項を記載し、また、令和2年度に環境省が整備する台帳システムと平仄が図られるシステムへの改修に要する費用
	調査費		公共浄化槽等整備推進事業の推進・適正化に資する、コスト縮減や経営改善の検討及び計画策定を行うために必要な測量・設計、調査に要する費用

	<p>計画策定等調査費</p> <p>効果的な転換促進及び管理適正化推進費</p>		<p>事業計画策定及び地域設定に必要な調査に要する費用</p> <p>効果的な転換促進及び管理適正化・効率化に資する、浄化槽事業に係る中長期的な事業収支シミュレーション、浄化槽に係る効率的な維持管理や費用低減のための一括契約や契約手続代行等に必要な情報集約・システム構築等、浄化槽の適切な使用や維持管理に係る設置者向けの講習会・説明会等の理解促進活動に要する費用</p>
--	---	--	---

別表3 (浄化槽設置整備事業)

1 区分	2 基準 額		3 対象経費																								
浄化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 5人槽</td> <td>332×基数</td> <td>352×基数</td> </tr> <tr> <td>(2) 6～7人槽</td> <td>414×基数</td> <td>441×基数</td> </tr> <tr> <td>(3) 8～10人槽</td> <td>548×基数</td> <td>588×基数</td> </tr> <tr> <td>(4) 11～20人槽</td> <td>939×基数</td> <td>1,002×基数</td> </tr> <tr> <td>(5) 21～30人槽</td> <td>1,472×基数</td> <td>1,545×基数</td> </tr> <tr> <td>(6) 31～50人槽</td> <td>2,037×基数</td> <td>2,129×基数</td> </tr> <tr> <td>(7) 51人槽～</td> <td>2,326×基数</td> <td>2,429×基数</td> </tr> </table> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>			(千円)		(1) 5人槽	332×基数	352×基数	(2) 6～7人槽	414×基数	441×基数	(3) 8～10人槽	548×基数	588×基数	(4) 11～20人槽	939×基数	1,002×基数	(5) 21～30人槽	1,472×基数	1,545×基数	(6) 31～50人槽	2,037×基数	2,129×基数	(7) 51人槽～	2,326×基数	2,429×基数	<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費</p>
	(千円)																										
(1) 5人槽	332×基数	352×基数																									
(2) 6～7人槽	414×基数	441×基数																									
(3) 8～10人槽	548×基数	588×基数																									
(4) 11～20人槽	939×基数	1,002×基数																									
(5) 21～30人槽	1,472×基数	1,545×基数																									
(6) 31～50人槽	2,037×基数	2,129×基数																									
(7) 51人槽～	2,326×基数	2,429×基数																									
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽  窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 5人槽</td> <td>384×基数</td> <td>408×基数</td> </tr> <tr> <td>(2) 6～7人槽</td> <td>462×基数</td> <td>492×基数</td> </tr> <tr> <td>(3) 8～10人槽</td> <td>585×基数</td> <td>627×基数</td> </tr> <tr> <td>(4) 11～20人槽</td> <td>1,092×基数</td> <td>1,164×基数</td> </tr> <tr> <td>(5) 21～30人槽</td> <td>1,860×基数</td> <td>1,953×基数</td> </tr> <tr> <td>(6) 31～50人槽</td> <td>2,496×基数</td> <td>2,610×基数</td> </tr> <tr> <td>(7) 51人槽～</td> <td>2,850×基数</td> <td>2,979×基数</td> </tr> </table> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>			(千円)		(1) 5人槽	384×基数	408×基数	(2) 6～7人槽	462×基数	492×基数	(3) 8～10人槽	585×基数	627×基数	(4) 11～20人槽	1,092×基数	1,164×基数	(5) 21～30人槽	1,860×基数	1,953×基数	(6) 31～50人槽	2,496×基数	2,610×基数	(7) 51人槽～	2,850×基数	2,979×基数	<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費</p>
	(千円)																										
(1) 5人槽	384×基数	408×基数																									
(2) 6～7人槽	462×基数	492×基数																									
(3) 8～10人槽	585×基数	627×基数																									
(4) 11～20人槽	1,092×基数	1,164×基数																									
(5) 21～30人槽	1,860×基数	1,953×基数																									
(6) 31～50人槽	2,496×基数	2,610×基数																									
(7) 51人槽～	2,850×基数	2,979×基数																									
高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽  高度窒素除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 5人槽</td> <td>474×基数</td> <td>504×基数</td> </tr> <tr> <td>(2) 6～7人槽</td> <td>615×基数</td> <td>654×基数</td> </tr> <tr> <td>(3) 8～10人槽</td> <td>723×基数</td> <td>774×基数</td> </tr> </table> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>			(千円)		(1) 5人槽	474×基数	504×基数	(2) 6～7人槽	615×基数	654×基数	(3) 8～10人槽	723×基数	774×基数	<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費</p>												
	(千円)																										
(1) 5人槽	474×基数	504×基数																									
(2) 6～7人槽	615×基数	654×基数																									
(3) 8～10人槽	723×基数	774×基数																									
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽  窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 5人槽</td> <td>528×基数</td> <td>558×基数</td> </tr> <tr> <td>(2) 6～7人槽</td> <td>693×基数</td> <td>738×基数</td> </tr> <tr> <td>(3) 8～10人槽</td> <td>963×基数</td> <td>1,029×基数</td> </tr> <tr> <td>(4) 11～20人槽</td> <td>1,674×基数</td> <td>1,779×基数</td> </tr> <tr> <td>(5) 21～30人槽</td> <td>2,811×基数</td> <td>2,952×基数</td> </tr> <tr> <td>(6) 31～50人槽</td> <td>3,774×基数</td> <td>3,912×基数</td> </tr> <tr> <td>(7) 51人槽～</td> <td>4,201×基数</td> <td>4,386×基数</td> </tr> </table> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>			(千円)		(1) 5人槽	528×基数	558×基数	(2) 6～7人槽	693×基数	738×基数	(3) 8～10人槽	963×基数	1,029×基数	(4) 11～20人槽	1,674×基数	1,779×基数	(5) 21～30人槽	2,811×基数	2,952×基数	(6) 31～50人槽	3,774×基数	3,912×基数	(7) 51人槽～	4,201×基数	4,386×基数	<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費</p>
	(千円)																										
(1) 5人槽	528×基数	558×基数																									
(2) 6～7人槽	693×基数	738×基数																									
(3) 8～10人槽	963×基数	1,029×基数																									
(4) 11～20人槽	1,674×基数	1,779×基数																									
(5) 21～30人槽	2,811×基数	2,952×基数																									
(6) 31～50人槽	3,774×基数	3,912×基数																									
(7) 51人槽～	4,201×基数	4,386×基数																									
BOD除去能力に関する	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特</p>		<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に</p>																								

<p>る高度処理型の浄化槽</p>		<p>別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。</p>	<p>基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費</p>
<p>BOD除去能力に関する高度処理型の変則浄化槽</p>	<p>(千円)</p> <p>(1) 5人槽 489×基数  (2) 6～7人槽 654×基数  (3) 8～10人槽 903×基数  (4) 11～20人槽 1,551×基数  (5) 21～30人槽 2,607×基数  (6) 31～50人槽 3,501×基数  (7) 51人槽～ 3,906×基数</p>	<p>(千円)</p> <p>516×基数  696×基数  963×基数  1,650×基数  2,736×基数  3,660×基数  4,080×基数</p>	
<p>既設の浄化槽の改築</p>	<p>(1) 災害に伴う浄化槽の改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>(2) 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築に要する費用で、下記に定める額</p> <p>(千円/回)</p> <p>ブロワの交換 21×基数  水中ポンプの交換 54×基数  マンホールの交換（樹脂製） 14×基数  マンホールの交換（鉄製） 60×基数  躯体・仕切版の補修 61×基数  担体（ろ材又は接触材の受け・押さえ含む）の補充補修 34×基数  上記以外 環境大臣に協議し、承認を得た額</p>		<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費</p>
<p>浄化槽整備効率化事業費</p>	<p>(1) 台帳作成費 浄化槽整備効率化事業に資する、既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等のデータの電子化又は既存の台帳システムを浄化槽法（昭和58年法律第43号）第49条に定める事項を記載し、また、令和2年度に環境省が整備する台帳システムと平仄が図られるシステムへの改修に要する費用 15,000千円</p> <p>(2) 計画策定等調査費 新たな浄化槽事業計画策定及び浄化槽処理促進区域の設定に必要な調査に要する費用で、環境大臣に協議し、承認を得た額</p> <p>(3) 効果的な転換促進及び管理適正化推進費 効果的な転換促進及び管理適正化・効率化に資する、浄化槽事業に係る中長期的な事業収支シミュレーション、浄化槽に係る効果的な維持管理や費用低減のための一括契約や契約手続代行等に必要な情報集約・システム構築等、浄化槽の適切な使用や維持管理に係る設置者向けの講習会・説明会等の理解促進活動に要する費用 15,000千円</p>		<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて浄化槽整備効率化事業を行うために必要な旅費、報酬、給料、職員諸手当等、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、役務費（通信運搬費）、委託料（ただし、報酬、給料、職員諸手当等、共済費については、会計年度任用職員に係るものに限る。）</p>

※基準額の特例

- 1 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去若しくは単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。
- 2 単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換に伴う浄化槽の設置とこれに伴い必要となる宅内配管工事（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の浄化槽の基準額に30万円（宅内配管工事に係る費用）を加えた金額及び上記基準額の特例1の撤去費との合算額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円と30万円を合算した額までとする）。

別表4 (公共浄化槽等整備推進事業)

1 区分	2 基準額		3 対象経費
<p>浄化槽</p>	<p>(千円)</p> <p>(1) 5人槽 837×基数</p> <p>(2) 6～7人槽 1,043×基数</p> <p>(3) 8～10人槽 1,375×基数</p> <p>(4) 11～15人槽 2,039×基数</p> <p>(5) 16～20人槽 2,786×基数</p> <p>(6) 21～25人槽 3,332×基数</p> <p>(7) 26～30人槽 4,066×基数</p> <p>(8) 31～40人槽 4,521×基数</p> <p>(9) 41～50人槽 5,737×基数</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。(千円)</p> <p>882×基数</p> <p>1,104×基数</p> <p>1,495×基数</p> <p>2,191×基数</p> <p>2,937×基数</p> <p>3,491×基数</p> <p>4,271×基数</p> <p>4,743×基数</p> <p>5,993×基数</p> <p>(10) 51人槽～ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">環境大臣に協議し承認を得た額</span> ×基数</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>	<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費</p>
<p>窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽</p> <p>窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽</p>	<p>(千円)</p> <p>(1) 5人槽 882×基数</p> <p>(2) 6～7人槽 1,080×基数</p> <p>(3) 8～10人槽 1,404×基数</p> <p>(4) 11～15人槽 2,139×基数</p> <p>(5) 16～20人槽 3,288×基数</p> <p>(6) 21～25人槽 4,140×基数</p> <p>(7) 26～30人槽 4,812×基数</p> <p>(8) 31～40人槽 5,592×基数</p> <p>(9) 41～50人槽 6,441×基数</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。(千円)</p> <p>930×基数</p> <p>1,143×基数</p> <p>1,527×基数</p> <p>2,289×基数</p> <p>3,477×基数</p> <p>4,356×基数</p> <p>5,049×基数</p> <p>5,856×基数</p> <p>6,729×基数</p> <p>(10) 51人槽～ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">環境大臣に協議し承認を得た額</span> ×基数</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>	<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費</p>
<p>高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽</p> <p>高度窒素除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽</p>	<p>(千円)</p> <p>(1) 5人槽 1,092×基数</p> <p>(2) 6～7人槽 1,437×基数</p> <p>(3) 8～10人槽 1,734×基数</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。(千円)</p> <p>1,152×基数</p> <p>1,521×基数</p> <p>1,884×基数</p> <p>(4) 事務費 (1)～(3)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>	<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費</p>

窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	<p>(千円)</p> <p>(1) 5人槽 1,137×基数 (2) 6～7人槽 1,431×基数 (3) 8～10人槽 1,932×基数 (4) 11～15人槽 2,787×基数 (5) 16～20人槽 4,287×基数 (6) 21～25人槽 5,394×基数 (7) 26～30人槽 6,270×基数 (8) 31～40人槽 7,287×基数 (9) 41～50人槽 8,397×基数</p> <p>(10) 51人槽～ 環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>	<p>(千円)</p> <p>1,200×基数 1,527×基数 2,075×基数 2,982×基数 4,530×基数 5,667×基数 6,576×基数 7,620×基数 8,766×基数</p>	
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽	<p>(千円)</p> <p>(1) 5人槽 1,083×基数 (2) 6～7人槽 1,377×基数 (3) 8～10人槽 1,848×基数 (4) 11～15人槽 2,649×基数 (5) 16～20人槽 4,074×基数 (6) 21～25人槽 5,127×基数 (7) 26～30人槽 5,958×基数 (8) 31～40人槽 6,924×基数 (9) 41～50人槽 7,977×基数</p> <p>(10) 51人槽～ 環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費
既設の浄化槽の改築	<p>(1) 災害に伴う浄化槽の改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>(2) 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築に要する費用で、下記に定める額</p> <p>(千円/回)</p> <p>ブロワの交換 52×基数 水中ポンプの交換 135×基数 マンホールの交換(樹脂製) 35×基数 マンホールの交換(鉄製) 150×基数 躯体・仕切版の補修 153×基数 担体(ろ材又は接触材の受け・押さえ含む)の補充補修 84×基数 上記以外 環境大臣に協議し、承認を得た額</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>		市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費

<p>浄化槽整備 効率化事業 費</p>	<p>(1) 台帳作成費 浄化槽整備効率化事業に資する、既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等のデータの電子化又は既存の台帳システムを浄化槽法（昭和58年法律第43号）第49条に定める事項を記載し、また、令和2年度に環境省が整備する台帳システムと平仄が図られるシステムへの改修に要する費用 15,000千円</p> <p>(2) 調査費 ①公共浄化槽等整備推進事業の推進・適正化に資する、コスト縮減や経営改善の検討及び計画策定を行うために必要な測量・設計、調査に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額（ただし②にかかるものを除く。） ②公共浄化槽等整備推進事業の推進・適正化に資する、コスト縮減や経営改善の検討（特にコンセッション方式によるPFI事業の導入の検討を含むものに限る。）を行うために必要な測量・設計、調査に要する費用で、環境大臣に協議し、承認を得た額</p> <p>(3) 計画策定等 調査費 新たな浄化槽事業計画策定及び浄化槽処理促進区域の設定に必要な調査に要する費用で、環境大臣に協議し、承認を得た額</p> <p>(4) 効果的な転換促進及び 管理適正化 推進費 効果的な転換促進及び管理適正化・効率化に資する、浄化槽事業に係る中長期的な事業収支シミュレーション、浄化槽に係る効果的な維持管理や費用低減のための一括契約や契約手続代行等に必要な情報集約・システム構築等、浄化槽の適切な使用や維持管理に係る設置者向けの講習会・説明会等の理解促進活動に要する費用 15,000千円</p>	<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて浄化槽整備効率化事業を行うために必要な旅費、報酬、給料、職員諸手当等、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、役務費（通信運搬費）、委託料（ただし、報酬、給料、職員諸手当等、共済費については、会計年度任用職員に係るものに限る。）</p>
------------------------------	---	---

※基準額の特例

- 1 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去若しくは単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。
- 2 単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換に伴う浄化槽の設置とこれに伴い必要となる宅内配管工事（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額に30万円（宅内配管工事に係る費用）を加えた金額及び上記基準額の特例1の撤去費との合算額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（（現行の基準額と撤去費の9万円の合算額）に上限30万円を加えた額を基準額とする。）。
- 3 高度処理型浄化槽の整備を行うことができる地域において、条例等に基づき高度処理型浄化槽のみを整備する場合には通常型浄化槽の基準額を適用し、その整備費用が通常型浄化槽の基準額を上回る場合にはその差額分を公費で負担する。（差額分に係る助成割合：国 11/30、市町村19/30）

別表5

## 共同浄化槽の設置及び流入管整備に係る交付金上限額

区分1：浄化槽						
(単位：千円)						
浄化槽の規模	接続戸数	総事業費			交付金上限額 (うち管工事費分)	
		本体工事費	管工事費	合計		
14人槽	4	2,039	1,309	3,348	1,116	(436)
18人槽	5	2,786	1,399	4,185	1,395	(466)
21人槽	6	3,332	1,690	5,022	1,674	(563)
25人槽	7	3,332	2,527	5,859	1,953	(842)
30人槽	8	4,066	2,630	6,696	2,232	(876)
40人槽	11	4,521	4,686	9,207	3,069	(1,562)
45人槽	12	5,737	4,307	10,044	3,348	(1,435)
50人槽	14	5,737	5,981	11,718	3,906	(1,993)
60人槽	17	6,450	7,779	14,229	4,743	(2,593)
70人槽	20	6,450	10,290	16,740	5,580	(3,430)
80人槽	22	6,450	11,964	18,414	6,138	(3,988)
90人槽	25	6,450	14,475	20,925	6,975	(4,825)
100人槽	28	6,450	16,986	23,436	7,812	(5,662)

区分2：窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽 " の変則浄化槽						
(単位：千円)						
浄化槽の規模	接続戸数	総事業費			交付金上限額 (うち管工事費分)	
		本体工事費	管工事費	合計		
14人槽	4	2,139	1,941	4,080	1,360	(647)
18人槽	5	3,288	1,812	5,100	1,700	(604)
21人槽	6	4,140	1,980	6,120	2,040	(660)
25人槽	7	4,140	3,000	7,140	2,380	(1,000)
30人槽	8	4,812	3,348	8,160	2,720	(1,116)
40人槽	11	5,592	5,628	11,220	3,740	(1,876)
45人槽	12	5,592	6,648	12,240	4,080	(2,216)
50人槽	14	6,441	7,839	14,280	4,760	(2,613)
51人槽以上	環境大臣に協議し承認を得た額					

区分3：窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽 〃 の変則浄化槽						
(単位：千円)						
浄化槽の規模	接続戸数	総事業費			交付金上限額 (うち管工事費分)	
		本体工事費	管工事費	合計		
14人槽	4	2,787	1,761	4,548	1,516	(587)
18人槽	5	4,287	1,398	5,685	1,895	(466)
21人槽	6	5,394	1,428	6,822	2,274	(476)
25人槽	7	5,394	2,565	7,959	2,653	(855)
30人槽	8	6,270	2,826	9,096	3,032	(942)
40人槽	11	7,287	5,220	12,507	4,169	(1,740)
45人槽	12	8,397	5,247	13,644	4,548	(1,749)
50人槽	14	8,397	7,521	15,918	5,306	(2,507)
51人槽以上	環境大臣に協議し承認を得た額					

区分4：BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽 〃 の変則浄化槽						
(単位：千円)						
浄化槽の規模	接続戸数	総事業費			交付金上限額 (うち管工事費分)	
		本体工事費	管工事費	合計		
14人槽	4	2,649	1,683	4,332	1,444	(561)
18人槽	5	4,074	1,341	5,415	1,805	(447)
21人槽	6	5,127	1,371	6,498	2,166	(457)
25人槽	7	5,127	2,454	7,581	2,527	(818)
30人槽	8	5,958	2,706	8,664	2,888	(902)
40人槽	11	6,924	4,989	11,913	3,971	(1,663)
45人槽	12	7,977	5,019	12,996	4,332	(1,673)
50人槽	14	7,977	7,185	15,162	5,054	(2,395)
51人槽以上	環境大臣に協議し承認を得た額					

- ※ 助成対象経費としての設置費用は「浄化槽本体（100人槽まで）＋主要な管きよを含む施工費」とする。
- ※ 1/3又は1/2補助（本表は交付金上限額を1/3で記載。1/2とする場合は、総事業費の合計額を1/2とし（千円未満を切捨て）試算すること。）
- ※ 浄化槽の規模は、1戸あたりの人員を3.5人として算出。
- ※ 「区分2～4」の「浄化槽の規模」で51人槽以上については、総事業費を環境大臣に協議し承認を得た額とする。また、51人槽以上の交付上限額に対する管工事費分の算出方法は、「区分1」の交付上限額（うち管工事費分）を適用する。
- ※ 共同浄化槽の人槽は原則100人以内とする。
- ※ ただし、商業地域等により実居住人口から算定される計画汚水量よりも実際に排出される汚水量が多くなることを見込まれる場合において、101人槽以上の共同浄化槽を整備する場合は環境大臣に協議し、承認を得ること。
- なお、協議が整った場合の管工事費分の上限額は、「区分1」の100人槽の交付金上限額（うち管工事費分）を適用する。